

## ○厚木愛甲環境施設組合情報公開審査会規則

(平成16年6月28日  
規則第19号)

改正 平成17年4月1日 規則第4号

(趣旨)

**第1条** この規則は、厚木愛甲環境施設組合情報公開条例(平成16年厚木愛甲環境施設組合条例第16号)第21条第8項の規定に基づき、厚木愛甲環境施設組合情報公開審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(会長等)

**第2条** 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

**第3条** 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 出席委員が2人で可否同数のときは、討論の方法による。

(庶務)

**第4条** 審査会の庶務は、厚木愛甲環境施設組合事務局において処理する。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成17年4月1日規則第4号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。